

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の第十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	指定年月 日
有限会社友 愛	桜井市大字西之 宮二二八一六	介護サービ スセンター ゆうあい	桜井市大字池 之内一二二一 一	行動援護	平成二十 六年七月 一日
有限会社延 命堂治療院	大和高田市磯野 新町一〇一	訪問介護延 命堂	大和高田市磯 野新町一〇一	同行援護	平成二十 六年七月 一日
有限会社い つしよに	北葛城郡広陵町 みささぎ台八一 一七 パークヒ ルズ小原二〇二	有限会社い つしよに	北葛城郡広陵 町みささぎ台 八一一七 パ ークヒルズ小 原二〇二	居宅介護 重度訪問介 護	平成二十 六年七月 一日
社会福祉法 人檀原ふれ あいの里福 祉会	檀原市十市町一 二二一〇二	ケアホーム さんきら	磯城郡田原本 町大字薬王寺 一四五〇七	共同生活援 助	平成二十 六年七月 一日

株式会社カ ワモトプレ ジャーグル ープ	吉野郡大淀町北 野六八―五六九	みらい	北葛城郡王寺 町本町五―一 四―二七	地域移行支 援 地域定着支 援	平成二十 六年七月 一日
-------------------------------	--------------------	-----	--------------------------	--------------------------	--------------------